

近畿管内の再エネ発電設備におけるFIT制度等の法令違反等に係る

情報提供窓口開設のご案内

令和8年4月24日～令和9年3月24日

「固定価格買取制度（FIT制度）」の開始以降、再エネ設備の普及が進み、将来の主力電源として、設備の長期的な運営、地域との共生などが目指されています。

一方で、自然環境、安全、景観などの面から地域において様々な懸念が生じる事例がみられており、主力電源化への大きな障害となっています。

近畿経済産業局では、このような「法令違反等の疑いがある近畿管内の発電設備」（以降、「不適切案件」と表記）に関するご相談窓口

「**Kフィットセンター**」を設置し、管内の情報収集と対応施策の検討を行って参ります。



適切に運用される
太陽光発電施設の例

近畿再エネ発電設備情報提供窓口 通称：K フィットセンター (K-FIT/FIP Consultation Center)

電話：076-444-3610

メール：k-fit26@jeckc.go.jp

<営業時間>

平日/9:00～17:00（休憩12:00～13:00）

※年末年始除く ※開設期間：令和8年4月24日から令和9年3月24日まで

不適切案件の例や、ご相談・情報提供～対応の流れ等の詳細は
次頁（裏面）をご参照ください。

本事業は近畿経済産業局より委託を受けて、株式会社ジェック経営コンサルタントが実施しています。

不適切案件の例（太陽光発電施設の場合）

標識・柵塀の不備

- 標識が設置されていない
- 柵塀が設置されていない
- 柵塀の高さが低い、破損している等、施設への侵入を防ぐ機能を果たしていない

等

保守点検・維持管理不十分

- 雑草がはびこり、敷地外への浸出や、沿道の通行障害などが生じている
- 土砂や草刈りの残渣等が流出し、公共の排水路の詰まりなどが生じている

等

その他の事例

- 自治体の定める条例やガイドラインに違反し、所管する自治体の指導に従わない。
- 条例やガイドラインに違反している訳ではないが、対応が不十分。

等

説明会の不備

- 条例に定める説明会の要件（参加者の範囲、説明内容等）を満たさない 等

※令和6年4月1日より、説明会等のFIT/FIP申請要件化（周辺地域の住民に対し、説明会等の事前周知を求める。）が施行、再エネ特措法で定める要件の説明会等の実施が必要。



第三者が外部から容易に発電設備に触れることができないようになっていない

◆参考資料

○FIT・FIP制度情報公開ページ
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saie/kaitori/



○認定情報、説明会開催情報等の公表
<https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfoTop>



○最新のガイドライン（法令集、契約関係等）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saie/kaitori/fit_legal.htm



ご相談・情報提供～対応の流れ

STEP1

Kフィットセンターへのご連絡

・不適切と思われる発電設備や事業者について、電話やメールにより情報提供をお願いいたします。発電設備の所在地や事業者名、不適切な内容等をできる限り具体的に（メールの場合、状況が分かる写真を添えて）お知らせください。

STEP2

現状の確認

・当該案件の状態について、センターが確認いたします。
※追加の情報提供などをお願いする場合があります。

STEP3

事業者への改善指導

・不適切性が認められる場合、当該事業者等に対してセンターより改善指導を実施します。

STEP4

改善状況の確認

・センターにより、改善状況の確認を実施します。

※情報提供者（通報者）の特定につながる個人情報等は、センター及び近畿経済産業局内において案件の対応に必要な用途のみに利用します。

※一つの案件につき、対応完了まで最短でも1カ月程度を要します。原則、不適切な状態が解消されたことについてのお知らせ等は致しません。